

▶▶ 成年後見・財産管理の各制度比較

	財産管理契約（任意代理契約）	任意後見契約
どんな制度か。	<ul style="list-style-type: none"> ● 弁護士などに、財産管理などを委任する。 ● 契約である。ただし、大阪弁護士会「ひまわり」では適切な財産管理をめざして、「ひまわり」が一役を担うシステムを用意している。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意後見契約に関する法律に基づく制度である。 ● 本人に判断力のあるうちに、将来、任意後見人となる人と本人との間で、公正証書による「任意後見契約」を締結する。 ● 判断力が減退したときに、契約を発動させる。 ● 任意後見人を任意後見監督人がチェックする。
本人の現在の判断力	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約時には、契約を理解する能力が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約時には、契約を理解する能力が必要（公証人が能力確認を行う。）。
いつから管理は開始するのか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約で定める。本人の能力が減退する前から財産管理等を始めることも可能。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 判断力が不十分になったときに、家庭裁判所に任意後見監督人の選任を申し立てて、任意後見監督人が選任されると、任意後見が開始する。
管理人を自分で選べるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 選べる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 選べる（後見監督人は家庭裁判所が選任する。）。
代理権はあるか。	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約で定める。 ● 判断力が喪失した後も、契約の効力は持続すると解釈されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約で定める。
取消権はあるか。 （訪問販売やキャッチセールスで早く契約してしまう人の場合）	<ul style="list-style-type: none"> ● ない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ない。
本人が不動産を所有しており、いずれ売却する見込みがある場合や、将来に訴訟をする見込みのある場合。	<ul style="list-style-type: none"> ● 売却時に本人が判断力を喪失していると、財産管理人の名では移転登記ができないので、処分できない。 ● 訴訟提起時に判断力を喪失していると、訴訟当事者たりえないし、代理人も選任できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約で定めておけば、任意後見人の名で移転登記できるし、訴訟もできる。
財産を狙う親族・知人が本人をそのののとして財産管理拒否・解約などをさせる可能性がある場合	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が解約してしまうと契約は終了するのが原則。但し、本人に解約の意味を認識できるだけの判断力がない場合には、別途検討が必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 任意後見監督人が選任された後は、「正当な理由がある」と家庭裁判所が許可しない限り、解約できない。
参照ページ	P2 参照	P8 参照

法定後見			日常生活自立支援事業 (旧：地域福祉権利擁護事業)
後見	保佐	補助	
<ul style="list-style-type: none"> ● 判断力が減退した者に対して、家庭裁判所が後見人等を選任する。 ● 家庭裁判所への申立が必要。 ● 申立できる人は、親族や市町村長等に限定されている（親族不在や親族が非協力的な場合のため、市町村長に申立権があるので、虐待事例などでは積極的に市町村長申立を活用すべき。）。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会等が行う事業。 ● 契約である。 ● 預貯金出し入れ、各種料金支払い、通帳等預かりサービス、福祉サービス利用援助などを行う。 ● 多額の資産を保有しているケースは扱わないことが多い。
<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、判断力を常に欠いている者のための制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、判断力が著しく不十分な者のための制度制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現在、判断力が不十分な者のための制度。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約時には、契約を理解する能力が必要。ただし、業務内容が限定的であるため、能力判定のハードルは比較的低めでよいと考えられる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 家庭裁判所が選任して審判が確定すると始まる。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 通常、契約を締結したときから始まる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 選べない。家庭裁判所が選任する（推薦はできる。）。 			<ul style="list-style-type: none"> ● 社会福祉協議会などが管理することになる。
<ul style="list-style-type: none"> ● 包括的な代理権あり（民法 859 条）。ただし、居住用不動産の処分については、家庭裁判所の許可を要する（民法 859 条の 3）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 原則として代理権はない。 ● 家庭裁判所に申し立てて、家庭裁判所に、特定の行為についての代理権を付与してもらうことはできる。ただし、この審判をするには、本人の同意が必要（民法 876 条の 4、の 9）。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 契約で定める。
<ul style="list-style-type: none"> ● ある（民法 9 条）。ただし、日常生活に関する行為は除く。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 民法 13 条に規定する重要行為については、当然に取消権あり。 ● それ以外の行為についても取消権が必要な場合は、行為を特定して家庭裁判所に申し立て、付与審判をもらう。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 当然には取消権はない。 ● 必要な場合は、特定の行為について家庭裁判所に申し立て、取消権付与審判をもらうことになるが、本人の同意が必要であるし、民法 13 条の重要行為に限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 後見人の名で移転登記できるし、訴訟当事者たりうる（ただし、居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可を要する。）。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 代理権が付与されていなければならない（ただし、居住用不動産の処分については家庭裁判所の許可を要する。）。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 不動産売却や訴訟提起はできない。
<ul style="list-style-type: none"> ● 法律が定める範囲で、権限はゆるがない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 法律や家庭裁判所が定める範囲で、権限はゆるがない。ただし、補助は、審判をする際には本人の同意が必要。 		<ul style="list-style-type: none"> ● 本人が解約してしまうと契約は終了するのが原則。ただし、本人に解約の意味を認識できるだけの判断力がない場合には、別途検討が必要である。
P19 参照	P20 参照	P21 参照	P6 参照